

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：平成28年6月10日（平成28年（行情）諮詢第415号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第457号）

事件名：「適格性の確認の申請に伴う措置について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「空幕情第243号（27.3.27）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「適格性の確認の申請に伴う措置について（通達）（空幕情第243号。27.3.27）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年1月29日付け防官文第1379号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における國の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、W o r d 形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮詢庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮詢庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でW o r d ファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮詢庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付けの書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、

複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、諮問庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等をやり直すべきである。

第3 濟問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「空幕情第243号（27.3.27）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する文書として本件対象文書を特定し、平成28年1月29日付け防官文第1379号により、法5条3号及び6号の規定に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

航空幕僚監部は、本件対象文書をいわゆる文書作成ソフトにより作成し、紙媒体により決裁を行い、保存、管理していた。

その後、改ざん防止の観点から、PDF形式で保存し、文書作成ソフトにより作成した電磁的記録は不要であることから削除した。

本件異議申立てを受け、再度パソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDF形式以外の電磁的記録は確認されなかった。

3 不開示とした部分及び理由について

記書きの全て（項目番号を除く。）及び配布区分の全てについては、防衛省における秘密の取扱いに関する適格性の確認制度の具体的な手法に関わるものであって、これを公にすることにより、我が国に対して情報収集活動を展開している他国機関等から対抗・妨害の措置を講じられるおそれがあり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書において PDF ファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDF ファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認をするよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 3 のとおり同条 3 号及び 6 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 6 月 10 日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 20 日 審議
- ④ 同年 7 月 8 日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年 9 月 30 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 10 月 17 日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、適格性の確認の申請に伴う措置について、航空幕僚長から各部隊長等へ通達した文書である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、航空幕僚監部が保有している紙媒体及びPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該PDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、その原稿を航空幕僚監部の担当者が電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、同部内の決裁を受けている。

ウ 上記イの決裁後、本件対象文書については、改ざん防止の観点から、紙媒体及びPDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である電磁的記録については、必要がないため廃棄した。

エ 原処分に当たり、航空幕僚監部において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDF形式以外の本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

オ 本件異議申立てを受け、航空幕僚監部において、再度、上記エと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書については、PDF形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、防衛省における秘密の取扱いに関する適格性の確認制度の具体的な手法等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省の秘密保全態勢、能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講じることを

可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久